

岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会委員公募選考要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会規則（平成27年岩見沢市規則第3号）第2条第2項に規定する公募による者の委員（以下「公募委員」という。）の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

（応募の資格）

第2条 公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかにあてはまる者とする。

- （1） 市内に住所を有している者
- （2） 市内に在勤又は在学している者

（人数）

第3条 公募委員は、若干名とする。

（応募方法及び申込期限）

第4条 応募者は、岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会委員応募用紙（別記様式。以下「応募用紙」という。）にこれからのまちづくりをテーマとした作文（800字以内）を添付して応募するものとする。

- 2 申込期限は令和6年5月31日までとする。郵送による申込みの場合は必着とする。
- 3 提出された応募用紙及び作文は、返却しないものとする。

（選考方法等）

第5条 公募委員の選考を行うため、岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会委員公募選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員は、飯川副市長を委員長とし、佐藤副市長、市民環境部長、企画財政部長、企画室長で構成する。
- 3 選考にかかる基準は別表に掲げるとおりとする。

（選考結果の報告等）

第6条 選考委員長は、公募委員の選考を終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、選考結果を応募者全員に書面で通知するものとする。

（庶務）

第7条 選考委員会の庶務は、市民環境部市民連携室において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第6条第1項に規定する、選考結果を報告したときにその効力を失う。